

藤沢市学習文化センター条例施行規則の廃止について
藤沢市学習文化センター条例施行規則を次のように廃止する。

2011年（平成23年）12月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 廃止する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成24年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市学習文化センター条例の廃止に伴い、藤沢市学習文化センターの管理等について必要な事項を定めた規則を廃止する必要による。

藤沢市学習文化センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年 月 日提出

藤沢市教育委員会

委員長 小澤 一成

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市学習文化センター条例施行規則を廃止する規則

藤沢市学習文化センター条例施行規則（昭和63年教育委員会規則第17号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○藤沢市学習文化センター条例施行規則

昭和63年3月31日

教委規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市学習文化センター条例(昭和63年藤沢市条例第22号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、藤沢市学習文化センター(以下「センター」という。)の管理等について必要な事項を定めるものとする。

(平成17教委規則5・一部改正)

(使用時間及び休館日)

第2条 センターの施設の使用時間は、午前9時から午後10時(月曜日にあつては、午後5時)までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(2) 保守点検その他の施設管理を行うために必要があると認める日

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めたときは、使用時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは開館日に休館することができる。

(平成元教委規則3・平成3教委規則13・平成16教委規則8・平成17教委規則5・一部改正)

(会議室等使用の団体登録)

第3条 センターの会議室及び設備を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当する社会教育関係団体で別に定める様式により教育委員会に登録した団体及び公共団体(以下「登録団体等」という。)とする。

(1) 全市的に組織された連合団体

(2) 広域的に組織された団体

(3) 芸術等の分野で指導的立場にある者で組織された団体

(4) 青少年施設その他この市の区域内において活動している青少年関係団体

(5) その他特に振興すべき団体

(平成10教委規則10・平成16教委規則8・平成17教委規則5・一部改正)

(会議室の使用原則)

第4条 会議室の全部又は一部を連続して使用する場合は、原則として次に定めるとおりとする。

(1) 1室の場合は、3日以内とする。

(2) 2室の場合は、2日以内とする。

2 会議室を1月に使用することができる回数は、1団体につき4回以内とする。

(平成10教委規則10・平成16教委規則8・平成17教委規則5・一部改正)

(使用の許可の申請手続)

第5条 条例第3条第1項の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする登録団体等は、次の各号に掲げる登録団体等の区分に応じ当該各号に定める期間内に教育委員会に申請をしなければならない。

(1) 第3条第1号から第3号までのいずれかに該当する登録団体等 センターを使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から当該センターを使用しようとする日の前日まで

(2) 第3条第4号及び第5号に該当する登録団体等 センターを使用しようとする日の属する月の1月前の月の初日から当該センターを使用しようとする日の前日まで

2 前項の申請は、会議の名称、使用代表者名及び参加予定人員等を申し出て行うものとする。

(平成16教委規則8・平成17教委規則5・一部改正)

(使用許可に関する決定)

第6条 前条の申請は、先着順で受理し、使用料の納付をもつて許可するものとする。ただし、第8条第2項に該当する場合はこの限りではない。

(平成17教委規則5・全改)

(使用の取り止めの申し出)

第7条 使用申請を受理され又は使用許可されたものは、その使用を取り止めようとするときは、速やかにその旨を教育委員会に申し出なければならない。

(平成17教委規則5・一部改正)

(使用料の減免基準等)

第8条 条例第6条の規定により使用料を減額する場合は、国又は神奈川県が使用する場合とし、5割の減額とする。

2 条例第6条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

(1) 教育委員会又は市が使用する場合

(2) 障がい者を主たる構成員とする団体が使用する場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第6条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、施設使用料減

免申請書によりあらかじめ教育委員会に申請しなければならない。

- 4 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(平成17教委規則5・追加, 平成23教委規則5・一部改正)

(遵守事項)

第9条 センターの使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 許可なく危険物を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく物品の販売を行わないこと。
- (4) 不特定な者を対象として活動を行わないこと。

(平成17教委規則5・旧第8条繰下・一部改正)

(使用制限)

第10条 教育委員会は、センターの管理上支障があると認められる者には入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(平成17教委規則5・旧第9条繰下・一部改正)

(書類の様式)

第11条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

(平成17教委規則5・追加)

附 則

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 会議室の利用に関する手続きについては、前項に規定するこの規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成元年教委規則第3号)

この規則は、平成元年6月4日から施行する。

附 則(平成3年教委規則第13号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成10年教委規則第10号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第8号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後の会議室の利用に係る申請の手続は、平成16年2月1日から行うことができる。

附 則(平成17年教委規則第5号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。